

特許権	判決年月日	令和 8 年 8 月 1 8 日	担当部	知財高裁第 3 部
	事件番号	令和 7 年(ネ)第 1 0 0 7 0 号		

○発明の名称を「ランプ」とする発明についての特許権侵害訴訟において、当該発明は引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものであり、進歩性が認められないとして、原判決が取り消され、被控訴人の請求が棄却された事例

(事件類型) 特許権侵害訴訟 (結論) 原判決取消・請求棄却

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 特許第 6 9 4 4 7 1 9 号、特許第 7 2 2 7 6 4 6 号

(原判決) 東京地裁令和 6 年(ワ)第 7 0 1 3 9 号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「ランプ」とする二つの特許（特許第 6 9 4 4 7 1 9 号〔本件特許 1〕及び特許第 7 2 2 7 6 4 6 号〔本件特許 2〕）に係る特許権（本件特許権 1 及び本件特許権 2）を有する被控訴人が、控訴人製品は、本件特許 1 の特許請求の範囲の請求項 1 に係る発明（本件発明 1－1）及び請求項 1 2 に係る発明（本件発明 1－2）、並びに本件特許 2 の特許請求の範囲の請求項 1 に係る発明（本件発明 2－1）及び請求項 7 に係る発明（本件発明 2－2）の技術的範囲に属するものであり、控訴人が控訴人製品を製造、販売等を行うことは、被控訴人の本件特許権 1 又は本件特許権 2 を侵害すると主張して、控訴人に対し、特許法 1 0 0 条 1 項及び 2 項に基づき、控訴人製品の製造、販売等の差止め並びに廃棄を求めた事案である。

原判決は、控訴人製品は、本件発明 1－1 の技術的範囲に属するものであり、本件発明 1－1 に係る特許は、特許無効審判により無効にされるべきものとは認められないとして、被控訴人の請求をいずれも認容したので、控訴人がその取消しを求めて控訴を提起した。

2 本判決は、本件各発明は、乙 1 0（特開 2 0 1 5－6 9 7 0 8 公報）に記載された発明（乙 1 0 発明）に基づいて容易に発明をすることができたものであつて、進歩性を欠くところ、訂正によっても上記無効理由は解消せず、訂正の再抗弁は理由がないから、本件各発明に係る特許は、特許法 1 2 3 条 1 項 2 号（同法 2 9 条 2 項違反）により無効とされるべきものであり、被控訴人は本件各特許権を行使することはできないと判断して、原判決を取り消し、被控訴人の請求をいずれも棄却した。このうち、本件発明 1－1 に係る乙 1 0 発明に基づく進歩性欠如の無効の抗弁に関する判断要旨は、以下のとおりである。

なお、乙 1 0 発明に基づく進歩性欠如の無効の抗弁は、当審における新たな主張である。

3 本件発明 1－1 に係る乙 1 0 発明に基づく進歩性欠如の無効の抗弁

(1) 対比

本件発明１－１と乙１０発明とは、「光源であるＬＥＤモジュールと、熱移送手段と、配光手段としての筒状リフレクタと、開口部を有する筐体とを含み、前記ＬＥＤモジュールは、ＬＥＤと、前記ＬＥＤを実装する実装面を有するＬＥＤ基板とを含み、前記筒状リフレクタは、その軸方向が前記ＬＥＤモジュールに対し垂直で、かつ、前記ＬＥＤモジュールの光照射側に配置される部分を含み、前記筐体の内部に、前記ＬＥＤモジュールおよび前記筒状リフレクタが配置され、前記ＬＥＤモジュールは、前記筐体内において、前記筐体と離れて配置され、前記熱移送手段は、前記ＬＥＤモジュールの熱を前記筐体に放熱できるように配置されている、ランプ。」である点で一致し、①本件発明１－１は、「光透光性カバー」を含み、「前記筐体の開口に、前記光透過性カバーが配置され」るのに対し、乙１０発明は、光透過性カバーを有していない点（相違点１０－１）、②ＬＥＤモジュールに関し、本件発明１－１は、「複数のＬＥＤと、前記複数のＬＥＤを実装する実装面を有するＬＥＤ基板とを含」むのに対し、乙１０発明は、ＬＥＤが複数であるか不明な点（相違点１０－２）、③筒状リフレクタに関し、本件発明１－１は、ＬＥＤモジュールの「光照射側に配置され」るのに対し、乙１０発明は、ＬＥＤモジュールの「光照射側に配置される部分を含」む点（相違点１０－３）において相違する。

(2) 相違点に係る構成の容易想到性

ア 相違点１０－１

乙１０発明において、風雨や塵埃の進入を防止すべく、乙１２（特開２０１４－２３５８２０公報〔乙１２公報〕）に記載された「光透過性である前面カバー１４」を適用し、相違点１０－１に係る本件発明１－１の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことであると認められる。

イ 相違点１０－２

乙１０発明の発光素子基板１３として、乙１２公報に記載された、多数のＬＥＤをＬＥＤ基板３１の上に密集配置したＣＯＢ型ＬＥＤ３０を採用し、相違点１０－２に係る本件発明１－１の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことであると認められる。

ウ 相違点１０－３

筒状リフレクタに関し、乙１０発明は、ＬＥＤモジュールの「光照射側に配置される部分を含む」から、少なくとも当該部分をもって、光照射側に配置されているといえる。したがって、相違点１０－３は実質的な相違点とはいえない。仮に相違点１０－３が実質的な相違点であるとしても、乙１０発明のリフレクタ１４に換えて、乙１２公報に記載された「反射鏡３４を、ＣＯＢ型ＬＥＤ３０の光照射側に配置する構成」とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

(3) 以上のとおり、本件発明１－１は、乙１０発明及び乙１２公報に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであって、進歩性を欠き、特許法２９条２項の規定により特許を受けることができないものである。